

グランドハイメディック倶楽部会則 新旧対比表

下線は変更部分を示します。

2016年1月25日改定

現会則	改正后会則
<p>第4条(運営・管理) 本倶楽部の運営・管理は、株式会社ハイメディック(以下「会社」といいます)が行うものとします。</p>	<p>第4条(運営・管理、<u>メディカル・サービス</u>) <u>1.本倶楽部の運営・管理(次項で定めるメディカル・サービスの提供を除きます)</u>は、株式会社ハイメディック(以下「会社」といいます)が行うものとします。</p>
<p>第4条(運営・管理) なし</p>	<p><u>2. 細則で定めるメディカル・サービスの提供は、会社が提携している細則で定める医療機関(以下「提携先医療機関」といいます)が行うものとします。これに関し、会社は、会員が提携先医療機関からメディカル・サービスを受けられるよう、会員と提携先医療機関との間の仲介(コーディネート)を行うほか、本倶楽部の目的に沿った会員のサポートを行うものとします</u></p>
<p>第9条(会員カード) 2.会員または会員が指名した利用者は、本倶楽部の施設を利用する場合は必ず会員カードを持参し、医療施設の受付で提示していただきます。</p>	<p>第9条(会員カード) 2.会員または会員が指名した利用者は、<u>提携先医療機関</u>の施設を利用する場合は必ず会員カードを持参し、<u>提携先医療機関</u>の施設の受付で提示していただきます。</p>
<p>第9条(会員カード) 5.会員は、会員カードの貸与、盗難およびその他理由の如何を問わず、会員以外の第三者が会員カードにより本倶楽部の施設を利用した場合、当該第三者と連帯してその利用料金等の支払いを含むすべての責任を負うものとします。</p>	<p>第9条(会員カード) 5.会員は、会員カードの貸与、盗難およびその他理由の如何を問わず、会員以外の第三者が会員カードにより<u>提携先医療機関</u>の施設を利用した場合、当該第三者と連帯してその利用料金等の支払いを含むすべての責任を負うものとします。</p>
<p>第10条(除名・会員資格の停止) 本倶楽部の施設、設備を故意に破損したとき。</p>	<p>第10条(除名・会員資格の停止) <u>提携先医療機関</u>の施設、設備を故意に破損したとき。</p>
<p>第17条(会員の権利および承認事項) 1.会員は、細則で定めるメディカル・サービスを会社から受けることができません。なお、会員が受けるメディカル・サービスは、細則にて定める当社が委嘱する医療機関(以下「医療施設」といいます)により提供されることを会員は了解するものとします。</p>	<p>第17条(会員の権利および承認事項) 削除</p>
<p>第17条(会員の権利および承認事項) 2. 会員は、細則で定めるメディカル・サービスを受けることができるほか、細則の定めに従い、リゾートトラスト株式会社が運営する施設内の付帯施設を所定の料金で利用できます。</p>	<p>第17条(会員の権利および承認事項) <u>1. 会員は、細則で定めるメディカル・サービスを受けることができるほか、細則の定めに従い、リゾートトラスト株式会社が運営する施設内の付帯施設を所定の料金で利用できます。</u></p>
<p>第17条(会員の権利および承認事項) 3. 会員は、契約時に細則で定めるホームクリニックを指定するものとし、以降はホームクリニックの変更は原則としてできないものとします。</p>	<p>第17条(会員の権利および承認事項) <u>2. 会員は、契約時に細則で定めるホームクリニックを指定するものとし、以降はホームクリニックの変更は原則としてできないものとします。</u></p>
<p>第17条(会員の権利および承認事項) 4. 会員は、メディカル・サービスを受ける場合、その検診データを各医療機関が医学の発展進歩に寄与するための研究情報とすること、および会社が細則に定めるメディカル・サービス提供のために利用することを了解するものとします。</p>	<p>第17条(会員の権利および承認事項) <u>3. 会員は、メディカル・サービスを受ける場合、その検診データを各提携先医療機関が医学の発展進歩に寄与するための研究情報とすること、および細則に定めるメディカル・サービス提供のために利用することを了解するものとします。</u></p>
<p>第18条(会員以外の施設利用の特例) 会社は、会員の利用に支障のない範囲内で、医療施設を、会員以外の者に利用させることがあります。</p>	<p>第18条(会員以外の施設利用の特例) <u>会員は、会員の利用に支障のない範囲内で、提携先医療機関の施設を、会員以外の者が利用することがあることを承諾するものとします。</u></p>

現会則	改正后会則
<p>第19条(施設の閉鎖・利用制限)            会社は、次の場合、医療施設の全部または一部を閉鎖またはその利用を制限することができるものとします。</p>	<p>第19条(施設の閉鎖・利用制限)            会員は、次の場合、<u>提携先医療機関の施設の全部または一部を利用できないことがあることを承諾するものとします。</u></p>
<p>第19条(施設の閉鎖・利用制限)            法令の制定改廃等のとき</p>	<p>第19条(施設の閉鎖・利用制限)            法令の制定改廃等により施設が使用できないとき</p>
<p>第19条(施設の閉鎖・利用制限)            十分な役務の提供ができない等のやむを得ない事由が生じたとき</p>	<p>第19条(施設の閉鎖・利用制限)            十分な<u>メディカル・サービス</u>の提供ができない等のやむを得ない事由が生じたとき</p>
<p>第21条(倶楽部理事会)            1.本倶楽部には理事会を設置し、以下の役員をおきます。            理事長1名            常務理事1名            理事5名以上20名以下            監事2名以内</p>	<p>第21条(倶楽部理事会)            1.本倶楽部には理事会を設置し、以下の役員をおきます。            理事長1名            理事5名以上20名以下            監事2名以内</p>
<p>第21条(倶楽部理事会)            2.理事長、常務理事、理事、および監事は、会社が委嘱します。</p>	<p>第21条(倶楽部理事会)            2.理事長、理事および監事は、会社が委嘱し、各理事の<u>役職については、会社が定めます。</u></p>
<p>第21条(倶楽部理事会)            4.常務理事は、理事長を補佐し、理事長が不在のときは、これを代行します。</p>	<p>第21条(倶楽部理事会)            4.理事長が不在のときは、<u>他の理事が</u>これを代行します。</p>